

# 特殊詐欺(振り込め詐欺・還付金詐欺など)被害を防止！！ 自動通話録音装置を無償で貸与しています

市では、市民の皆さんの大切な財産を守るための対策として、特殊詐欺（振り込め詐欺や還付金詐欺など）を未然に防止するため、被害を抑止する効果が期待できる自動通話録音装置の貸し出しています。

電話がかかってきたら

「この電話は、振り込め詐欺等の  
犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音  
されます。これから呼び出しますので  
このままお待ちください」  
というアナウンスが流れます。



警告メッセージで迷惑電話を抑止!!

自動通話録音装置

(スマートフォンサイズです)

あなたの自宅の電話にかかってくるかもしれない  
振り込め詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺を阻止しましょう！！  
(※機器貸出は先着順です。なくなり次第終了ですのでご了承ください)

対象者は？

⇒ 高齢者(65歳以上)のみの世帯

日中に高齢者のみになる世帯の方です

借りる費用は？

⇒ 無料です

ただし装置を使用するための電気代のほか、  
通話料などは利用者ご自身でご負担いただきます。

貸与期間は？

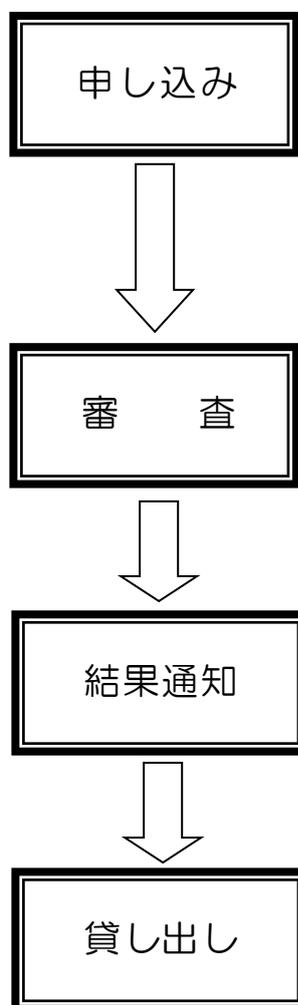
⇒ 制限はありません

不要になった時や、条件にあてはまらなくなった際は、ご返却ください。

## 申し込みにあたっての確認事項

- 貸し出しする装置は、かかってきた電話の相手に警告メッセージを流し、特殊詐欺などによる被害を未然に防止するために、会話の内容を録音するものです。  
また被害防止の普及啓発を図るために、市が録音されたデータの提供を求めることがあります。
- 電話機の機種や回線により、装置を設置できない場合があります。
- 番号表示機能（ナンバーディスプレイなど）に加入されていない場合、一部の機能は利用することができません。
- 装置の貸し出しについて申請書にご記入いただいた個人情報は、装置の設置および管理の目的（警察内での貸与実績の確認）以外は使用しません。
- 装置の設置については、申し込みをされた方（またはご家族）で行っていただきます。
- 申込書に記入された電話番号以外では使用することはできません。
- 貸与された装置を譲渡したり、売却したり、担保に供することはできません。

## 申し込みから貸し出しまでの流れ



- 貸し出しをご希望の方は、「大阪狭山市自動通話録音装置貸与申込書」に必要事項を記入いただき、大阪狭山市役所危機管理室へ提出してください。
- 申し込みの際、装置の機能について確認事項の説明を行いますので、ご利用者本人もしくは、ご家族など、利用される方の状況を把握されている方のご来庁をお願いします。

- 申込書を提出いただいた順に、審査をします。
- 申し込みいただくことで装置の貸し出しを確約するものではありませんのでご注意ください。
- 審査のため、電話等で必要事項を確認する場合があります。

- 審査結果を「大阪狭山市自動通話録音装置貸与決定通知書」にて申込者に郵送します。
- 貸し出しが決定した方には、装置を利用する際の確認事項を記載した文書を同封しますので、必ず内容をご確認いただき、大切に保管してください。

- 貸し出しできる日を決定通知でお知らせしますので、ご利用される方、もしくはご家族の方のご来庁をお願いします。

問い合わせ先：大阪狭山市 危機管理室（市役所2階）

電話：072-366-0011 FAX：072-367-1254

受付時間：月～金（祝日を除く） 午前9時から午後5時30分